

に一任す。

氏名 本山茂貞、鈴木悦次郎、桑島南海士
熊本與一、井上良二、田中良一、津脇喜
代男、福住豊隆

二、全国同盟のなしたる黨役員に對する中傷は黨の社會的信用を失墜せしめるものなにつき、遺憾の意を表せしめ、嚴に將來を戒告す。

此の聲明方法は中央執行委員會に一任す。二、而して我等は全国同盟の立場を考慮しつゝ、左記陳謝文を起草し、之を全国同盟機關紙に掲載すべきことを命じた。

陳謝文

先に我等が労働總同盟幹部にして黨員たるものに對し、個人的中傷を行ひたるは、當時組合對立の抗爭渦中にありし故とはいへ、黨の社會的信用を傷けること大なるものあるを感じ、茲に黨本部に對し陳謝の意を表し、併せて今後嚴に斯の如き言動を爲さざることを聲明す。

労働組合全国同盟

三、我等は同志間に如何なる紛争を生ずるも、個人に對し根據なき中傷的事實を社會的に流布宣傳するが如きは、黨の統制を攪亂しその面目を汚損するもの大なるものと信ずる。斯の如き行為に對しては今後嚴に處置すべきものと認める。

今回労働總同盟の幹部にして、黨役員たる西尾末廣君等は階級的裏切をなしたる等の如き公然事實無根の中傷によつて、甚だしくその名譽を毀損された。かくの如きは黨自體の社會的名譽を失墜するものと認むるが故に、これ我等が全国同盟をして以上の陳謝をなさしめたる所以である。

昭和四年十一月二十九日 社會民衆黨本部

決定

大阪支部聯合會内紛問題につき中央執行委員會は、中央委員會の決定に基き労働組合全国同盟に對し左記の如き陳謝の意を表せしむ。

陳謝文

先に我等が労働總同盟幹部にして黨員たるものに對し個人的中傷を行ひたるは、當時組合

労働總同盟の中央執行委員會は、黨の社會的信用を傷けること大なるものあるを感じ、茲に黨本部に對し陳謝の意を表し、併せて今後嚴に斯の如き言動を爲さざることを聲明す。

労働組合全国同盟

社會民衆黨本部御中

表示の方法

- 一、最近発行の全国同盟機關紙に前記陳謝文を掲載すること。
- 二、第一面二段組、活字五號以上。線を入れること。
- 三、前文後文を入れざること。以上

昭和四年十一月廿九日

社會民衆黨中央執行委員會

2、組織部報告

組織部は前年度大會に於て決定された運動方針に基き我黨の理想への正しき前進の爲めに、その指導精神を日常の實踐的運動過程に於てこれを體

現する。我黨の運動方針は、労働總同盟の立場から組織労働者農民は勿論、未組織労働者農民大とその強力化のために戦ひ、更に多しき小市民層、下層分子の獲得にも可成りの努力をし、相當なる効果を收め得てゐる。

別項の如く前半年期田中政友會内閣の反動的彈壓政策の中に治安維持法緊急勅令反對、反動内閣打倒を中心スローガンに全國的運動を起し、後半期民政黨内閣成立後資本家、地主階級擁護の緊縮政策の名に依る巧妙なる労働階級搾取の一切の政策を暴露し、資本家的産業合理化、金平價解禁反對等大衆の中から湧起つた反抗を統一的に指導し、これ等の闘争を通じて組織の伸張に努め或は又電燈、ガス、家賃の値下げ及び労働階級負擔の悪税撤廢の運動等を取り上げて或は全國的に、或は地方的に闘争を展開しこれを選舉闘争に結び付けて大衆の絶對的支持を得て、組織運動に大きな効果を與へてゐる。

尙無産戰線統一問題に關して我黨は第三回黨大會にて決定せる如く、共產黨一派の戰線擴大の策に利用する所謂單一無産政黨主義を排し、共に黨